



労働者災害補償保険法
(以下「労災保険法」と
いう)は、労働基準法に
規定されている業務災
害に対する事業主の災
害補償の裏付けをする
制度であり、表裏一体
の関係にあるものといえ
ます。が、制度そのものと
しては、一つの独立性を
持つものとして制定され
ています。これは、業務
災害に対する事業主責任
に関して、労災保険加入
することで国が補償する
ことによりその責任を果
たしたと解釈されるとい
うこともあります。が、労
働基準法とは異なる労
災保険法独自の規定を持
っていることもあります。一
一

は、事業主あるいは派遣
先事業主の重大な過失等
により発生した災害に対
して、労災保険上におけ
る事業主にその費用の負
担を求める規定に関して
説明します。

は、事業主あるいは派遣
先事業主の重大な過失等
により発生した災害に対
して、労災保険上におけ
る事業主にその費用の負
担を求める規定に関して
説明します。

**労働者に対する事業主
の費用負担**

「労災保険法においては、
「事業主等からの費用徵
収」として第31条第1項
第3号で、「事業主が故

は、違反したことにより事故
を発生させたと認められ
るときや、監督行政庁よ
り具体的措置について指
示を受けているにもかか
わらず、その措置を講ず
ることを怠つたために事
故を発生させたと認めら
れるときなどが該当しま
す。

名古屋北監督署のダイヤルイン

労災保険係(労災課)
052-9611-8655
第3号で、

つの制度として確立して
いるためです。
このよう中で、今回

意又は重大な過失により
生じさせた業務災害の原
因である事故」について
は、「その保険給付に要
した費用に相当する金額
の全部又は一部を事業主
から徴収することができます。
」と規定されています。
ここでいうところの「故
意又は重大な過失」とい
うのは、法令に危険防止
のための直接的措置が規
定されている場合に、事
業主が当該規定に明白に

派遣社員に対する派遣
先事業主の費用負担
派遣労働者の被つた労
働災害のうち、派遣先事
業主の安全衛生法令違反
が直接の原因と認められ
る場合には、派遣先事業
主が被災した派遣労働者
に対して損害賠償責任を
負うものとして第三者行
為先事業主に直接費用負担
を求めることがあります。
この場合、負担を求める
額は派遣先の事業主の過
失に応じて決められるこ
ととなります。

度において、派遣先事業
主に求償することとなり
ます。なお、求償とは、
被災した派遣労働者が派
遣先事業主に対して有す
る損害賠償請求権を代位
取得して直接行使するこ
と、つまり、国から保険
給付の額の範囲内で派遣
先事業主に直接費用負担
を求めることがあります。
この場合、負担を求める
額は派遣先の事業主の過
失に応じて決められるこ
ととなります。